



2014年発行 No.010

発行者 第一経営 川越事務所
〒350-1133 埼玉県川越市砂 1065 の 19
TEL : 049-247-8888
FAX : 049-247-8889
URL : www.daiichi-keiei.com

川越事務所ニュース編集担当 : 佐々木・下舞

★★★トピックス★★★

- 1 ページ目: 相続税セミナー & 個別相談会 報告
- 2 ページ目: 社会福祉法人セミナー 報告 / WindowsXPサポート終了
- 3 ページ目: 税金ニュース < 個人住民税・確定申告 > / ビジネスマッチング2014開催!
- 4 ページ目: お客様紹介 / 編集後記

相続税セミナー & 個別相談会を開催しました!



講演を行う 尾崎 伊織 税理士

去る3月26日に川越法律事務所と合同で「相続税セミナー」を開催いたしました。

45名定員の会場は予約の方でいっぱいとなり、相続に対して、みなさまの関心の高さがうかがえました。

前半は「相続でもめないための法律知識」として細田初男弁護士が、相続の基礎である遺言、法定相続人、相続分についてわかりやすくお話をしてくださいました。

後半は「知っておくと得する相続税の現状と今後」として、改正相続税法を中心に、節税になる各種特例の説明を行いました。

平成27年1月1日以降開始の相続からは、基礎控除の大幅な引き下げにより、申告の必要がある方の割合が増加すると見込まれています。「相続税がかかるのかどうか知りたい」「生前贈与を活用して相続税対策を行いたい」など相続税に関してのご心配がある方は、どうぞお気軽にご相談ください。

また、遺産分割や遺言等のご相談に関してお話を伺って必要があれば、川越法律事務所への紹介をさせていただきます。



会場の様子

◇社会福祉法人向けのセミナー 開催しました！◇

社会福祉法人の新会計の移行の最終期限が、平成27年3月まで（平成27年度開始）と迫ってまいりました。

そこで川越事務所では社会福祉法人会計の「基礎のき」として去る12月12日にセミナーを開催しました。

「新会計基準における計算書の見方」と題して、

- ①現行会計の計算書の仕組み
- ②新会計基準の概要
- ③新会計基準移行後の計算書の仕組み



講演を行う 斉藤 大輔 税理士

といった内容で、社会福祉法人会計の基礎について説明いたしました。

セミナーに参加くださったみなさまからは「基本的なことを確認できた」と好評をいただきました。



さて、平成26年4月がスタートしました。

平成26年度移行の法人は3月の予算理事会のための予算の決定とともに、おおむね方向性が見えてきているところかと思われます。

新会計への移行で一番重要なところは**拠点区分の設定**ではないでしょうか？

次に**経理規定の改定**、**科目の選択**、**拠点区分**、**サービス区分にまたがる共通経費をどのように配賦するか**などいくつか悩むところもあるかと思います。



最終年度で移行を考えていらっしゃる法人の皆様で、不安な点などございましたら、お気軽にお声掛けください。

また、移行はしたものの実際の会計で疑問が生じたなどございましたら、いつでもご相談ください。

コンピューターひとくちメモ



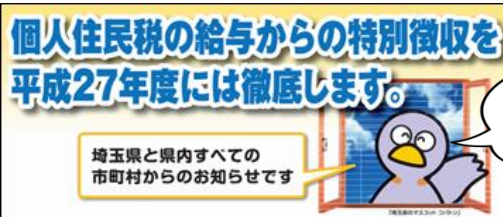
もうすぐ WindowsXP のサポートが終わります

2014年4月9日に、Windows XP のサポートが終了し、それに伴い、セキュリティ更新プログラムも終了します。セキュリティのリスクは自社の PC だけでなく、取引先の PC にも被害を与える可能性が出てきますので、Windows7or8 に、ぜひとも買い替えを検討していただければと思います。反面、使えなくなるソフトも出てきますので、会計や給与関係については、弊社の方にご相談下さればと思います。購入する PC は、価格.com 等で上位にある PC のレビューを参考に、それなりの PC の購入をされるのが良いでしょう。

*** 川越エクストラメンバー 菊地 ***

個人住民税の給与からの特別徴収が徹底されます！

「住民税の特別徴収」とは、給与支払事業所（法人・個人）が、所得税の源泉徴収と同様に毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員に代わって市町村に納める制度です。



このようにお知らせ見覚えがありますか？

これまで、事業所が、「特別徴収」か「普通徴収」（従業員個人が納付）かを選択していましたが、平成27年度からは**原則として**すべての事業所が特別徴収に移行しなければならないことになりました。

従業員が常時10名未満の場合は、市町村の承認を受け、年2回の納付とすることが可能です。（6月～11月分12/10まで、12月～5月分6/10まで）

市町村の承認手続き、例外的に普通徴収が認められる場合など細かい点につきましては、担当者からご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、特別徴収をしている従業員の退職の場合には市区町村への届等の手続きが必要となりますので、担当までご一報くださいますよう、ご協力お願いいたします。

ビジネスマッチング2014を開催します！

2013年にビジネスマッチングの第1回を開催し、多くの方に出展、ご来場いただきました。

2014年6月18日に大宮ソニックシティにて第2回を開催致します。多くの出展、ご来場をお待ちしております。

「ビジネスマッチング」とは？

- ✓ お客様の持つ独自の製品・商品・サービス・技術をアピールする「場」をご提供することで、お客様同士、また地域の中小企業との連携を応援します。
- ✓ 新たな販路の開拓や商材の発見、また自社の技術やサービスとの「結びつき」から新商品・新サービス開発のキッカケづくりになることを応援します。

第1回ビジネスマッチングの様子



自社紹介・販売促進のブース展示



商談会

出展ご希望の方やお問い合わせは会計担当者、または下記事務局までご連絡ください。

第一経営・ぐる〜ぷ1 ビジネスマッチング2014事務局

〒331-0814 さいたま市北区東大成町1-519-1 TEL：048-651-1662 FAX：048-651-1667

株式会社 第一経営相談所 担当：伊藤・弥永

お客様紹介

紹介するお客様は、本場の中華料理が食べられる「裕福来」です。お店は東武東上線の新河岸駅すぐそばにあり、お屋は近くの会社の方がランチにきて賑わっています。夜の営業時間も長く、2階にはお座敷もあるため、団体さんでも可能です。

飲み放題・食べ放題のコースもあり、美味しい料理とお酒がかなりリーズナブルにいただけます。

川越事務所からも近く、忘年会や普段のランチで利用させていただいています。



↑ お店の前で林社長を撮影



← メニューも豊富

ランチタイムはランチメニューの他、単品メニューにライスなどをつけられます！

また、お弁当や、出前も行なっていますので、ご自宅や職場で食べることも可能です。

(出前は1,000円以上の注文。配達地域はお店にご確認ください。)



↑ 回鍋肉と手作り杏仁豆腐

中華料理を自分で美味しく作るのなかなか難しいかと思いません。本場の中華を味わいに、是非、裕福来さんへお立ち寄りください！



← 麻婆麺に半炒飯と、高菜炒飯に半ラーメン

本場中華料理 裕福来

川越市砂 920-8 (東武東上線 新河岸駅すぐ) ※1,000円以上の注文で出前も可
TEL:049-248-0131 / 携帯:080-2012-6888 営業時間 11時～15時 / 17時～25時

***** (編集後記) *****

近所の酒屋さん(食品や日用品の配達も行っていました)が平成25年の12月末でお店を閉めました。話を聞くと、発注ソフトがWindowsXPで、システムの入替の費用が捻出できないとのこと。消費税の改定(8%とその後の10%)にとっても対応できそうにないことを挙げて残念そうにしていました。その後ビールの配達は再開してくれましたが、そこは駄菓子やちょっとした食材を扱っていたため、遠くに買い物に行きづらいお年寄りや子供たちが集まっていました。我が家の「(5歳になったら)はじめてのおつかい」が1人目だけで止まってしまい、残念な今日この頃です。(佐々木)

